ねんきんコーナー

ります。 めないと未納期間にな 残りの一部保険料を納 全額免除以外の場合、 免除が承認された方へ 国民年金保険料の一

免除の種類

全額免除

【年金額】2分の1で計算 保険料 保険料の全額が免除されま 全額免除

4分の3免除

れます。 年金額 保険料 保険料の4分の3が免除さ 8分の5で計算 月額3,670円

半額免除

れます。 保険料 保険料の2分の1が免除さ 月額7,330円

4分の1免除

【年金額】4分の3で計算

れます。 保険料の4分の1が免除さ

> 年金額 【保険料】 8分の7で計算 月額11,000 円

*一部免除の期間は、 ます。 年金・遺族基礎年金) を受 基礎年金) や、死亡・障が け取れなくなることがあり いに対する年金(障害基礎 老後に受け取る年金(老齢 ければ、未納期間となり、 保険料を2年以内に納めな 残りの

料の納付書が届きますので、 必ず納付してください。 免除承認後、残りの保険

免除の保険料を10年以内に追 2年以内に納めておけば、 過年数に応じた加算額あり めることができます。(経 一部免除でも10年遡って納 満額の年金を受け取

ることも可能です。



判明した場合の取り扱 いが変更になりました。 の加入期間が裁定後に 第3号被保険者期間と 複する厚生年金など

りました。 される期間(保険料納付済期 間が、引き続き年金額に反映 職した後の第3号被保険者期 どの加入期間)が新たに判明 号被保険者期間(厚生年金な 第3号被保険者期間 (配偶者 の年金額が減額とならなくな の扶養期間)と、重複する2 した場合には、)として取り扱われ、 老齢年金を受け始めてから、 . 会社などを退

方には、返納された額が改※すでに年金額を返納された に請求される方については、 今までどおりの取り扱いとな 用者年金の加入期間が判明し 支払いを受け始めた後に、被 被保険者期間として、 た場合のみ対象となり、 なお、今回の改正は第3号 年金の 新た

せください。 務局幡多事務所へお問い合わ 詳しくは、高知社会保険事 めて支払われます。

第1号被保険者

本人が国民年金被保険者

被保険者の種類

第3号被保険者 なっている被保険者 金の被保険者で、その扶養と ている被保険者 ○お問い合わせ 配偶者が厚生年金や共済年

住民課 住基戸籍係 大方総合支所 佐賀総合支所 43 -28 0 0 (直通)

」です~あなたを必要としている子どもたちがいます~

家族と生活できない子どもたちがいます。 親の病気やさまざまな事情によって、 そのような子どもと温かい家庭的な雰囲気の中で共に暮らし、優 、自立を支援する里親になりませんか。里親に関心のある方は、 健やかな成長を見守りなが 幡多児童相談所または役 場にお問い合わせください。

【お問い合わせ】高知県幡多児童相談所

大方総合支所 健康福祉課 福祉係 佐賀総合支所 健康福祉課 保険福祉係 **☎**37-3159

☎43-2116(直通) 3112(直通) **2**55

厚生年金や共済年金に加入し

本人が会社などにお勤めし、

第2号被保険者